

※斜体下線部：  
令和4年10月1日施行  
の条例改正及び令和5年  
1月1日施行の細則改正  
により変更した箇所

## 入浴設備の衛生管理について

神奈川県では、「公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準等に関する条例」及び「旅館業法施行条例」により、入浴者の衛生のために必要な基準を定めています。事業者の方は、レジオネラ症防止のため、この基準を遵守し、入浴設備を衛生的に管理してください。

なお、この基準に違反した場合は、公衆浴場法第7条又は旅館業法第8条の規定により**許可の取消し又は営業の停止**になる場合があります。

- 1 水質基準に適合するように維持管理してください。  
水質検査を実施し、結果は3年間保管してください。

### (1) 浴槽水：4項目※

項目	水質基準
濁度	5度以下
<u>有機物（全有機炭素の量、TOC）</u> ※※	<u>8mg/L 以下</u> ※※
大腸菌群	1個／1ml 以下
レジオネラ属菌	不検出（10cfu 未満／100ml）

#### ⇒ 水質検査の頻度：すべての浴槽で必ず1年に1回以上

- ・ 湯水の採取は清掃の直後を避け、混雑する時間帯に行ってください。
- ・ **精度管理を行っている検査機関に依頼してください。**

※ 浴槽水を循環させることなく客1人ごとに換水する浴槽は水質検査不要です。

### (2) 原湯、原水、洗い場のカランやシャワーから出る湯水：6項目 (水道水以外の水を使用している場合)

項目	水質基準
色度	5度以下
濁度	2度以下
pH	5.8以上8.6以下
<u>有機物（全有機炭素の量、TOC）</u> ※※	<u>3mg/L 以下</u> ※※
<u>大腸菌</u>	<u>検出されないこと</u>
レジオネラ属菌	不検出（10cfu 未満／100ml）

#### ⇒ 水質検査の頻度：浴槽水が水質基準に適合しなかった場合

(その他必要に応じて)

※※塩素化イソシアヌル酸等を用いて消毒している場合は、過マンガン酸カリウム消費量を測定してください（水質基準：浴槽水は25mg／1L以下、原湯等は10mg／1L以下）。

## 2 塩素系薬剤を使用して浴槽水の消毒をしてください。

- ・ 浴槽水中の遊離残留塩素濃度を頻繁に測定し、記録をつけてください。
- ・ 記録は3年間保管してください。
- ・ 測定は1日3回以上が望ましいです。

※ 浴槽水を循環させることなく客1人ごとに換水する浴槽は消毒不要です。

**遊離残留塩素濃度 ・ ・ ・ 0.4mg/L 以上 (～最高 1.0mg/L)**

### <参考：代表的な塩素系薬剤の種類と特徴>

種類 特徴	塩素化イソシアヌル酸 ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム	モノクロラミン
主な形状	固形、顆粒状	液体	2剤の現地混合
代表的な 商品名	ネオクロール, スパクリ ーン (四国化成工業㈱) バススター (日本曹達㈱)	ピューラックス (㈱オーヤラックス) 花王病院用ハイター (花王㈱)	クロラクター (ケイ・アイ化成㈱) フリップ・フラップ (日本イオン㈱)
備考	水質検査の項目 (有機 物) が変わるため、注意 してください。		使用する場合は保健福祉 事務所あて事前相談が 必要です。

### <参考：残留塩素濃度の測定方法>

DPD 法の例



デジタル式の例



試験紙の例



※ ただし、原湯・原水の性質等により塩素系薬剤が使用できない場合 (水素イオン濃度 又はアンモニア性窒素等の濃度が高く塩素系薬剤を使用することが不適切な場合や、他の消毒方法を使用する場合) には、他の適切な衛生措置を行うことを条件として知事が適当と認めたときは、浴槽水の塩素消毒の義務が除外されます。

### <他の適切な衛生措置>

塩素消毒をしなくても浴槽水からレジオネラ属菌が検出されないこと、つまり日々の入浴設備の衛生管理に問題がないことを確認するための検証を指します。

利用客が多い時期や季節変動を考慮した頻度でレジオネラ属菌の検査を行い、実施した全ての検査結果で陰性を確認してください。

## <季節変動を考慮したレジオネラ属菌検査スケジュールの例>

	(例1)3か月おきに レジオネラ属菌検査をする場合		(例2)9か月おきに レジオネラ属菌検査をする場合	
	4項目検査	レジオネラ属菌検査	4項目検査	レジオネラ属菌検査
1年目	1月(冬)		1月(冬)	
		4月(春)		
		7月(夏)		
		10月(秋)		10月(秋)
2年目	1月		1月	
		※		7月(夏)
3年目	1月		1月	
		※		4月(春)
4年目	1月		1月	
		※		※

※ ここまでのすべての検査結果でレジオネラ属菌陰性を確認できた場合、以降は1年に1回以上の4項目の水質検査により水質基準に適合していることを確認してください。  
いずれかの検査結果でレジオネラ属菌が検出された場合は、入浴設備の衛生管理のどこかに不備があるため、原因を究明し、検証を継続してください。

## 3 浴槽やろ過器等の清掃をしてください。

### (1) 浴槽

- ろ過器を使用していない浴槽は、**毎日完全に換水**して清掃を行ってください。
- ろ過器を使用している浴槽は、**1週間に1回以上完全に換水**して清掃を行ってください。

### (2) ろ過器、**循環配管**

- 毎日、集毛器を清掃及び消毒**してください。
- 7日に1回以上、逆洗浄**を行い、ろ過器や配管内の汚れを排出するとともに、**高濃度塩素等による消毒**を実施してください。

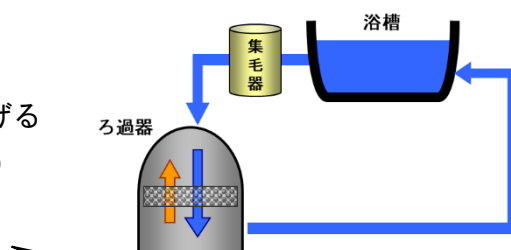
<参考>年に1回程度、配管内の生物膜の点検・除去をしてください。

#### 配管消毒の具体的な方法の例（7日に1回以上）

※ろ過器の逆洗浄後に行う。

##### 高濃度塩素消毒

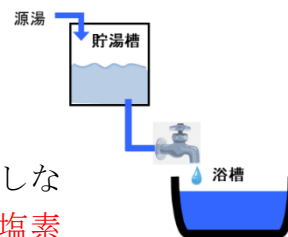
- ①循環が可能な程度まで浴槽の水位を下げる
- ②塩素を高濃度に添加（5～10mg/L程度）  
※材質によっては配管の腐食が起きるので注意
- ③数時間循環させる
- ④使用した湯を捨てる



昇温循環配管についても定期的な洗浄及び消毒を実施してください。

#### 4 貯湯槽内の原湯の温度は、60℃以上に保ってください。 貯湯槽は、定期的に清掃・消毒してください。

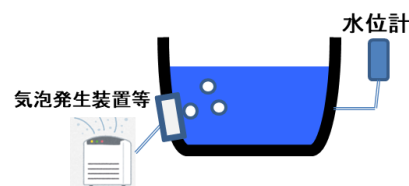
- ・ 最大使用時にあっては55℃以上に保ってください。
- ・ 毎日貯湯槽内の温度を測定し、記録をつけてください。
- ・ 60℃を維持できない場合には、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の原湯の消毒を行い、**毎日貯湯槽内の塩素濃度を測定し、記録をつけてください。**



<参考>設備の破損や温度計の性能について、定期的に確認してください。  
定期的に貯湯槽の底部の滞留水を排水してください。

#### 5 その他の入浴設備も、適切に管理してください。

- ・ 浴室全体、脱衣室は、毎日清掃してください。（公衆浴場は必須、旅館業は参考）
- ・ 水位計と浴槽をつなぐ配管がある場合は、定期的に配管を消毒し、生物膜を除去してください。  
（参考：頻度の目安は週に1回程度）
- ・ 気泡発生装置等（ジャグジー、ジェット等の微小な水粒を発生させる設備）がある場合は、定期的に清掃・消毒し、内部に生物膜が形成されないように管理してください。
- ・ 調節箱（洗い場やシャワーに備え付けられた湯栓へ温水を送るための箱）がある場合は、定期的に清掃**及び消毒**をしてください。
- ・ オーバーフロー水及び回収槽の水は浴用に使用しないでください。ただし、これにより難しい場合は、回収槽及び配管内の清掃・消毒を頻繁に行うとともに、回収槽内の水を浴槽水とは別に塩素系薬剤等で消毒してください。



（令和4年10月以降は、回収槽の水だけでなくオーバーフロー水自体が使用できません。）

<参考：旅館業／公衆浴場における衛生等管理要領より>

- ・ シャワーは、週に1回程度、内部の水が置き換わるように通水してください。  
シャワーヘッドとホースの内部は、1年に1回以上洗浄、消毒してください。
- ・ 露天風呂がある場合は、浴槽に土が入らないよう注意してください。

#### 6 レジオネラ属菌が検出された場合は、浴槽・ろ過器・配管等の洗浄、消毒を行ってください。

気泡発生装置（ジャグジー、ジェット等）がある場合は、直ちに気泡発生装置の使用を停止し、同様に洗浄、消毒を行ってください。

レジオネラ症に罹患してしまう人が出ないように、浴槽のみならず、ろ過器や配管内のバイオフィルムを十分に洗浄除去してから、消毒をしてください。  
洗浄・消毒は専門業者に依頼してください。

洗浄・消毒後、再度水質検査を実施し、レジオネラ属菌が検出されないことを確認してから、入浴設備の使用を再開してください。

## 7 手引書及び点検表を作成してください。

- ・ 条例で定められた衛生基準を自主的に管理していただくために、「手引書」と「点検表」を作成して、その内容を従業者全員に周知してください。
- ・ 日常の衛生管理を行う責任者を定めてください。



## 8 脱衣室等に以下の注意掲示をしてください。

- ・ 浴槽内に入る前は身体を洗うこと
- ・ 循環している浴槽水の誤飲をしないこと
- ・ 公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をしないこと

※ 浴槽水を循環させることなく客1人ごとに換水する浴槽は掲示不要です。

問合せ先

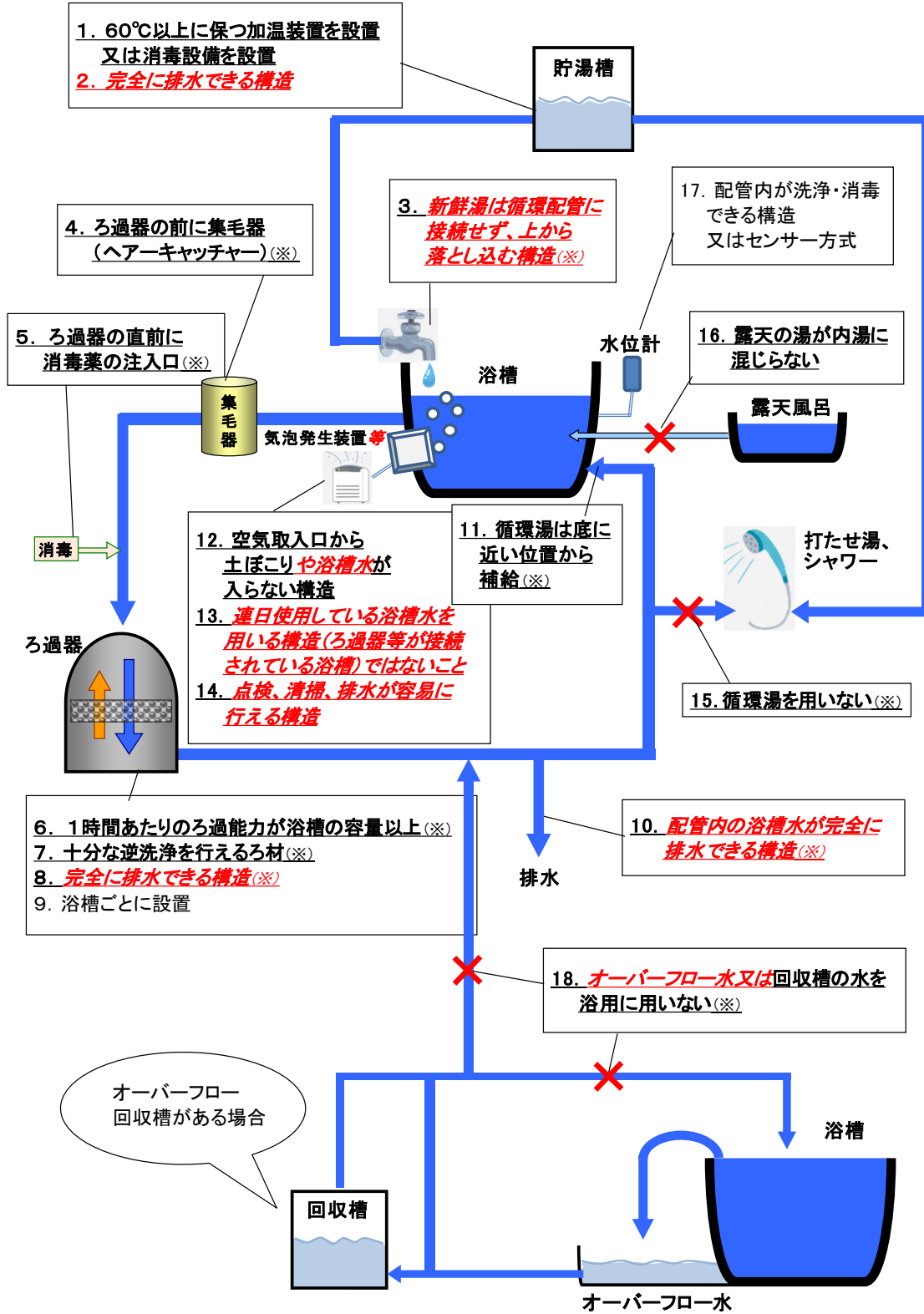
神奈川県小田原保健福祉事務所

環境衛生課

電話 0465-32-8000 (代表)

# 入浴設備の構造設備基準

(注1) 斜体部: 令和4年10月1日施行の条例改正により加筆・変更した箇所  
 (注2) 下線部: 法令、条例で規定されているもの  
 (注3) (※)印: 浴槽水を循環させることなく入浴者ごとに換水する浴室には適用しない



令和5年3月  
 小田原保健福祉事務所  
 環境衛生課 作成